

東林小学校 第1回 学校運営協議会



2026/4/28 tue 東林小学校 校長室



本日の議題

1. 学校運営協議会委員 自己紹介
2. 会長、副会長選出
3. 会議日程の確認
4. 学校経営方針の承認
5. 熟議 「地域学校協働活動について」
東林サポーターズ
6. 連絡等



1. 学校運営協議会委員の紹介



2. 会議日程の確認

4月28日(火) 第1回 学校経営方針の承認

7月か9月 第2回 1学期の振り返りと2学期の取組について

11月 第3回 2学期の振り返りと3学期の取組について

2月 第4回 学校評価の共有と今年度のまとめ

3. 学校経営方針の承認

【学校教育目標】心も体も健康で、たくましい実践力をもった子どもの育成

～ みんな 自分が好き 友だちが好き 学校が大好き ～

◎育てたい5つの資質・能力とキャリア教育で育む4つの力

つながる力

チームワーク 分かり合い

乗り越える力

あきらめない心

自律する力

自分のよさに気づく

見通す力

自分から(主体性)

4. 熟議

①地域学校協働活動について 【東林サポーターズの取組】

- A. 子供の学習支援・見守り
- B. 登下校の見守り 校外学習ボランティア
- C. 校内環境整備 清掃 緑化活動
- D. ゲストティーチャー 出前授業



4. 熟議



②東林サポーターズについて

- 1) 現在、本校の保護者、卒業生保護者 150名が登録
- 2) 1年生の支援ボランティアを現在進行中
- 3) 登録の受付はGoogleフォーム 連絡はアプリ「スクリレ」
- 4) 活動BASEは、東林小コミュニティ・ルーム
- 5) 今後、副校長が自治会会議でアナウンス

連絡

- ❑ 連絡アプリ「スクリレ」の登録について
- ❑ 次回の会議日程

相模原市版 コミュニティ・ スクール



リーフレット

相模原市立小学校・中学校・義務教育学校に、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を段階的に導入します。

コミュニティ・スクールとは？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と保護者・地域の方々が力を合わせて学校運営に取り組む、「地域とともにある学校」をめざすための仕組みです。

ここでは、学校運営方針や学校の諸課題等について協議し、目標やビジョンを共有します。取組を通して、保護者や地域住民等が当事者意識をもって学校運営に参画することで、地域と協働した教育活動をさらに充実させていくことができます。

※コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校をさします。

相模原らしいコミュニティ・スクールとは？

「相模原市キャリア教育の2つの軸」

縦の接続

小中一貫の手立てを大切にし、9年間の学びの連続性を重視した「縦の接続」

横の連携

学校・家庭・地域や行政が一丸となり地域の子どもたちを育てる「横の連携」

相模原市では、子どもたちに未来を切り拓く力を育むために、キャリア教育を推進しています。コミュニティ・スクールは「横の連携」の要となる仕組みです。

地域と学校が目標やビジョンを共有し、子どもたちのために連携・協働することで、より質の高い学びを提供することができます。

相模原市教育委員会

1 コミュニティ・スクールの導入により、期待されること



児童生徒にとって

- ・子供たちの**学びや体験活動が充実**します。
- ・**自己肯定感**や他人を思いやる心が育ちます。
- ・地域の担い手としての**自覚**が高まります。
- ・防犯・防災等の対策によって、**安心・安全な生活**ができます。



保護者にとって

- ・学校や地域に対する**理解**が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- ・地域の中で子どもたちが育てられているという**安心感**があります。
- ・保護者同士や地域の人々との**人間関係が構築**できます。



教職員にとって

- ・地域の人々の**理解と協力**を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- ・**地域人材を活用**した教育活動が充実します。
- ・地域の協力により子供と向き合う**時間が確保**できます。

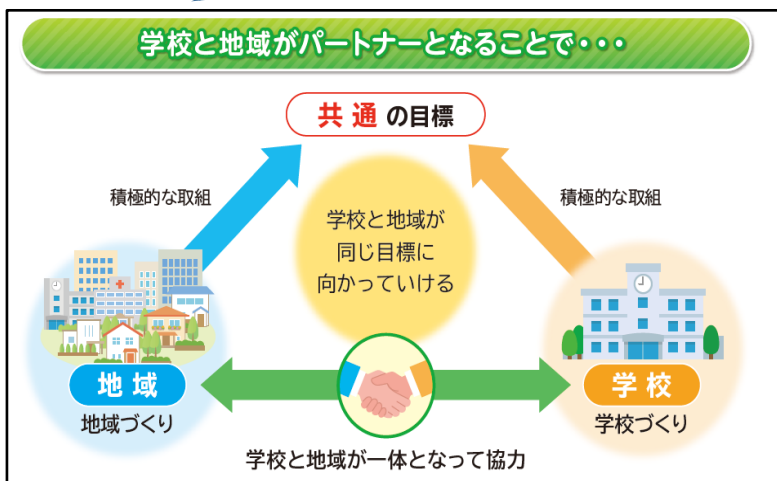


地域の方にとって

- ・経験を生かすことで**生きがい**を得られ**自己有用感**が高まります。
- ・学校が社会的つながり、**地域のよりどころ**となります。
- ・学校を核とした**地域ネットワーク**が形成され、課題解決につながります。
- ・地域の**防犯・防災体制等の構築**ができます。

コミュニティ・スクールの魅力(令和2年度10月 文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」より)

2 地域と学校が共通の目標を持って連携・協働します



1 組織的・継続的な体制の構築

＝持続可能性

2 当事者意識・役割分担

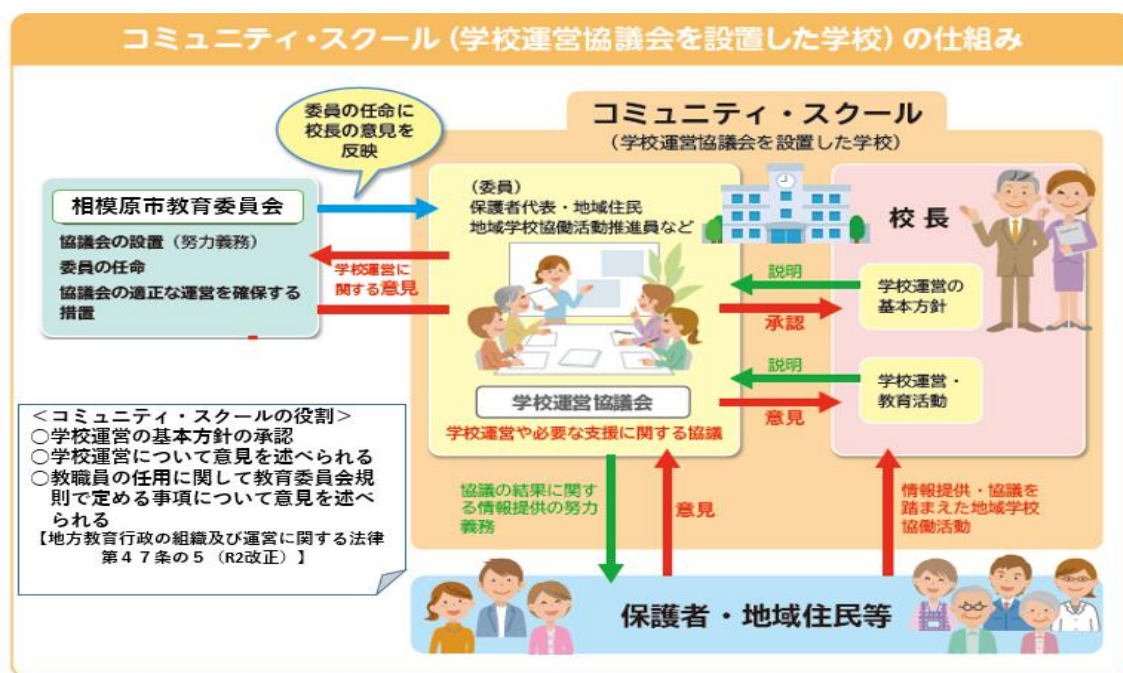
＝社会総がかり

3 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校運営協議会は、教職員の異動があっても、地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。校長が作成する「学校運営方針」の承認を通して、学校や地域が抱える課題に対して当事者意識をもち、役割分担をしながら連携・協働による取組を進めることができます。熟議を通して、子供たちが抱える課題や、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのか、「目標・ビジョン」を共有できます。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（R2改正）】



コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み、より一部抜粋
（令和2年度文部科学省「これからの学校と地域～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～」）

学校評議員制度との違いは？

	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	学校評議員会
目的	保護者や地域住民が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有して、児童・生徒の健全育成や学校運営の改善に取り組む。	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。
法的根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5	学校教育法施行規則 第49条
主な内容	①校長が作成する学校運営の基本方針について承認する。 ②学校運営に関して、教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。	校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。

学校・家庭・地域で、目標を共有し、熟議するために

②めざす子ども像

③共通の目標



④ 学校・家庭・地域との協働により、どんな手立てが考えられるか



① 学校や地域の現状・課題

学校・地域が抱えている現状・課題を見つめる中で、めざす子ども像に向かって、ビジョンや課題を共有することで、共通の目標を設定し、学校・家庭・地域で協働することができます。



熟議・協働を大切にしながら、
学校・家庭・地域が
ともに力を合わせて
相模原の子どもたちを
育てていきます。

相模原市教育委員会

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 教育局 学校教育部 学校教育課

電話 042-769-8284

FAX 042-758-9036

相模原市学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市学校運営協議会規則(平成30年相模原市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)第19条の規定に基づき、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の名称)

第2条 対象学校の協議会の名称は、「学校運営協議会」の前に当該対象学校が属する中学校区名を冠することを基本とする。

(基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長(以下「校長」という。)は、規則第4条に規定する事項について、協議会の承認が得られるよう努めるものとする。

(意見の申出)

第4条 協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法律第162号)第47条の5第6項の意見を述べる場合、校長を経由して、書面をもって行うものとする。ただし、校長に対して意見を述べる場合はこの限りではない。

2 協議会は、規則第5条第1項の意見を述べる場合、校長を経由して、書面をもって行うものとする。

3 前2項に規定する書面が提出された場合、必要に応じ、教育長は校長を経由して協議会に対し書面により回答する。

(学校運営等に関する評価)

第5条 規則第6条の評価とは、相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則(昭和35年相模原市教育委員会規則第2号)第22条第2項に規定する評価をいう。

(委員の委嘱等)

第6条 規則第3条第1項ただし書きの規定により2以上の学校について一の協議会を設置する場合、規則第8条第3項の候補者推薦書はいずれかの学校の校長が提出するものとする。

(委員の解任)

第7条 校長以外の委員が規則第10条第1項第1号の辞任をしようとする場合、校長を経由して教育委員会に申し出るものとする。

2 教育委員会は、規則第10条第1項の規定により解任する場合、校長を経由して委員に通知する。

(会長の選任)

第8条 規則第12条第2項の会長は、校長及び規則第8条第2項第5号の教職員以外の委員から選出するものとする。

(会議の運営)

第9条 協議会の会議は、計画的に開催するものとする。

2 規則第13条第1項の場合において、最初の協議会の会議の招集は、校長が行う。

3 協議会の会議は、当該対象学校の学校運営等について協議する場合であることから、運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 協議会において協議を行う場合は、「審議」及び「諮問」等の表現を用いない。

(2) 協議の事項を取りまとめた結果や教育委員会に対して意見を申し出る場合には、「答申」及び「建議」等の表現を用いない。

4 協議会は、法令、規則及びこの要綱の範囲内において、当該対象学校の協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(会議開催の周知)

第10条 協議会は、会議の開催日について、対象学校のホームページ等の適切な方法により、保護者や地域の住民に対する周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合はこの限りではない。

(会議結果の公表)

第11条 協議会は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、議事録を作成し、地域住民等の求めに応じて公表すること。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を公開することにより、協議会の運営に支障があると判断されるときは、議事の概要をもって議事録に代えることができる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、協議会において処理する。

(報告)

第13条 学校は、毎年度末日までに協議会の活動状況について、任意の報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

相模原市学校運営協議会規則

平成 30 年 3 月 2 日

教育委員会規則第 2 号

改正 令和 2 年 2 月 19 日教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定める。

(令 2 教委規則 2 ・ 一部改正)

(目的)

第 2 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校に協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育を推進するため、小学校及び中学校が学校の運営について相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2 以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、当該協議会を設置する学校(以下「対象学校」という。)の校長、保護者及び当該対象学校の所在する地域の住民等の意向を踏まえるものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校の校長に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針)

第 4 条 法第 47 条の 5 第 4 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校教育目標に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

(令 2 教委規則 2 ・ 一部改正)

(職員の採用等に関する意見の申出)

第 5 条 協議会は、第 2 条に規定する目的を踏まえ、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項のうち、学校運営の基本的な方針の実現に資する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。ただし、特定の個人に関する事項は除く。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校支援の促進等)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、対象学校の所在する地域の住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及びその運営に必要な支援に関する協議結果に関する情報を保護者及び対象学校の所在する地域の住民等に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及びその運営に必要な支援について、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第8条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、対象学校の校長及び次に掲げる者のうち対象学校の校長が推薦するものについて、教育委員会が任命する。

(1) 当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 当該対象学校の所在する地域の住民

(3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 当該対象学校の教職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

3 前項の規定による推薦は、候補者推薦書を教育委員会に提出することにより行うものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は、任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合

(3) その他解任することが相当であると認められる場合

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(報酬)

第 11 条 委員の報酬は、教育委員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第 12 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 13 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 14 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の秩序の維持その他会長が特に必要と認めるときは、協議会に諮った上で非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第 15 条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

3 会長は、正常な会議の進行を確保するため必要と認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(研修)

第 16 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第 17 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(協議会の廃止)

第 18 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象学校の協議会を廃止することができる。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認めるとき。

(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認めるとき。

(3) 協議会の運営が著しく適正を欠くとき。

（４） その他廃止することが相当であると認めるとき。

（委任）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 19 日教委規則第 2 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。